

令和6年度 都の貸金業対策の主な実績について

東京都では、貸金業法に基づき、貸金業者の新規・更新の登録や立入検査などの指導監督を行っています。

このたび、令和6年度における都の貸金業対策の主な実績をとりまとめましたので、お知らせします。

① 登録業者

6年度末の都知事登録業者は・・・ 549者(社)

- ・都知事登録業者数は、全国の登録者総数の3分の1以上(37%)を占めています。

② 行政処分

業者に対する行政処分は…………… 3件

- ・行政処分の内訳は、業務停止処分が2件、業務改善命令が1件で、登録取消処分はありませんでした。

③ 苦情・相談

寄せられた苦情・相談は…………… 715件

- ・苦情・相談の内容については、貸金業登録の有無を照会するものが全体の17%を占めており、その内の約7割が、無登録でした。

都に寄せられる苦情・相談が、違反行為の是正指導や行政処分のきっかけになっています。
「おかしいな」「困ったな」と思ったら、まず、ご相談ください。

- 電話 03-5320-4775 (平日 午前9時～午後5時)

また、都では司法書士及び弁護士による貸金業に関する無料法律相談も行っています。

- 司法書士相談窓口 第一、第三金曜日 (午後1時～午後4時)
- 弁護士相談窓口 第二、第四水曜日 (午後1時～午後4時)

設置場所：貸金業対策課 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎19階北側

【問い合わせ先】

産業労働局 金融部 貸金業対策課
直通電話:03-5320-4793

1 登録業者の状況

◎ 登録業者数の推移(各年度末実数)

単位: 者(社)

年度	14 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
東京都	6,983	570	564	565	553	549
全国	26,281	1,638	1,580	1,548	1,515	1,473
都道府県知事登録	25,352	1,367	1,312	1,280	1,251	1,219
財務局登録	929	271	268	268	264	254

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

2 行政処分状況

◎ 行政処分の種類別件数の推移

単位: 件

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録取消処分	0	0	1	0	0
違反情状の特に重いもの	0	0	0	0	0
欠格条項に該当するもの	0	0	1	0	0
所在不明によるもの	0	0	0	0	0
業務停止処分	2	0	0	1	2
業務改善命令	1	1	1	2	1
行政処分総件数	3	1	2	3	3

3 苦情・相談状況

◎ 苦情・相談件数の推移

単位: 件

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
苦情・相談件数	1,172	763	664	741	715

◎ 苦情・相談の主な内容

- ・ 登録照会に関するもの 125 件 (うち、無登録であったもの 86 件)
- ・ 保証金詐欺 32 件
- ・ 債務整理 18 件
- ・ 金利 8 件
- ・ 契約内容 8 件
- ・ 取立行為 7 件

電話による相談事例(ヤミ金融や詐欺などに関するもの)

(事例 1)

インターネットで融資を紹介する会社を検索し、そこから融資会社を紹介されました。1200 万円の融資を申し込み、決算書等を送った後、融資が決定したとの連絡を受け、仮契約を結びました。その際、**供託金や保証金として保証会社等の口座に指定された金額を振り込みました**が、「システム障害で確認が取れない」等と言われました。(男性、年齢不詳、自営業)

(事例 2)

500 万円の融資を希望し、低金利の融資会社を見つけて電話でやりとりしました。**保証金として約 30 万円を振り込むよう指示されました**。個人名義の口座であったため、おかしいなと思いましたが、「信用情報に名前を残さないため」等との説明に納得し、振り込みました。**その後更に、供託金として 50 万円を振り込むよう要求されました**。怪しいと感じて貸金業の登録番号を確認したところ、話をごまかされ、融資をしないとされました。

(男性、年齢不詳、自営業)

(事例 3)

SNS を通じて融資を申し込んだところ、「**30 万円を融資するから、前利息として 20 万円を振り込んで欲しい**」と言われました。20 万円を振り込んだ後、**更に手数料として 1 万 5 千円を振り込むよう要求され、振り込みました**。しかし、その後、連絡が取れず、30 万円は融資されませんでした。(男性、年齢・職業不詳)

(事例 4)

SNS を通じて**ヤミ金融業者から 1 万 5 千円を借りた**ところ、電話等で取り立ての催促があり、既に 4 万円以上返済しています。(男性、年齢・職業不詳)

(事例 5)

至急お金が必要となり、インターネットで見つけた業者と連絡を取りました。融資可能との回答を受けて、氏名や生年月日などの個人情報を送信しました。その後、**携帯電話を購入し、指定された買取業者に携帯電話を送るよう指示されました**。宛先が私書箱であったため不審に思いましたが、送ってしまいました。(男性、年齢不詳、無職)

- 融資の実行前に保証金や事務手数料等の名目で、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る「押し貸し」や、正規の登録業者名や架空の登録番号等を詐称し、違法な融資を行う「なりすまし」などは、ヤミ金融の手口といえます。

都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁に情報提供を行っています。

- 貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。

(03-5320-4775)